○新規免許申請

○　事務所の形態や、専任の宅地建物取引士の設置等の免許要件を整えて下さい。

○　申請書類（法定様式）は、加入を予定している不動産業関係団体や栃木県ＨＰからダウンロードすることができます。

○　免許申請手数料 33,000 円（電子申請の場合は、26,500 円）を窓口 POS レジ、電子納付、収入証紙のいずれかの方法で支払ってください。

① **書類作成**【申請者】

（申請者が県住宅課に持参）

② **新規免許申請**【申請者】 ⇔ 書類不備補正 ⇔ **書類の補正**

③ **審　査**【県住宅課】
・欠格要件審査
・事務所の現地調査　等

○　審査にかかる標準処理期間は、書類受付後、30 日です。
（ただし、土日・祝日等を除く。）
※　申請書の補正等に要した日は審査期間に含まれません。

○　必要に応じ、事務所調査を行う場合があります。

○　欠格要件に該当すると、免許は受けられません。

④ **免　許**【県住宅課】
・免許通知書（ハガキ）発送

○　免許通知書を受領した時点ではまだ営業は開始できません。

○　「宅地建物取引」等の看板の掲示もできません。

⑤ **供託等手続**【申請者】（次のＡ又はＢのいずれかを選択）

Ａ 営業保証金の供託
・法務局で本店分として 1,000 万円を供託
・営業所がある場合は１営業所あたり 500 万円を供託

Ｂ 宅地建物取引業保証協会への加入
（弁済業務保証金分担金の納付）
・保証協会へ加入し、本店分として 60 万円を納付
・営業所がある場合は１営業所あたり 30 万円を納付

⑥**供託済みの届出等**【申請者】　・　**免許証交付**【県住宅課】

○　上記⑤の手続き完了を確認した後、免許証を交付します。

○　申請者は、免許通知書（ハガキ）、営業保証金供託済届出書（供託書写添付）及び免許証受領印（代表者印）を持って県住宅課へおいでください。
※Ｂの場合、営業保証金供託済届出書（供託書写添付）は不要。

○　同時に宅地建物取引士資格登録簿の従事先変更手続きを行ってください。

⑦**営　業　開　始**